

地元で買って，地元に戻元！

さかいでエールクーポン券

(坂出市プレミアム付商品券)

取 扱 店 募 集 要 項

坂出商工会議所

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ消費の喚起および、経済活動縮小の影響で経営が悪化した市内事業者の支援を目的として、さかいでエールクーポン券（坂出市プレミアム付商品券）を発行することとなりました。

つきましては、多くの市内事業所の皆様にご参加いただきますよう、募集いたします。

1. クーポン券（商品券）の発行概要

発行主体	坂出市
発行者	坂出商工会議所
発行総額	1億円
発行数	1万冊
額面	1冊あたり、10,000円（500円券×20枚綴り） （販売価格：5,000円）
プレミアム率	100%
購入対象者	坂出市民 ※申込時点において、坂出市の住民基本台帳に登録されている者
購入申込方法	原則 坂出商工会議所HPからの申込 ※ネット環境がない場合は郵便ハガキ等でも可
購入限度	1人1冊
販売期間	令和3年10月15日（金）～令和3年10月22日（金） ※申込が発行数を超えた場合は抽選を行う。
利用期間	令和3年10月15日（金）～令和3年12月31日（金） ※利用期間を過ぎたクーポン券（商品券）は、無効（使用不可）とする。
利用区域	坂出市内
販売（引換）場所	日 時：10月15日（金）～10月17日（日） 午前9時～午後4時 販売場所：坂出市役所1階ロビー 日 時：10月18日（月）～10月22日（金） 午前9時～午後4時 販売場所：坂出市産業課企業活力推進室（坂出合同庁舎3階） ※10月23日（土）以降は、当選が無効となる。
参加店負担	なし。 ただし、店内における事務処理等に係る経費は、各自負担となります。

2. クーポン券（商品券）の取扱い

利用できる商品等	クーポン券（商品券）は、取扱店の商品（サービス等含）提供の取引においてのみ使用が可能です。
クーポン券（商品券）の利用対象外のもの	<p>次のものは、クーポン券（商品券）の使用対象にはなりません。</p> <p>①出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、水道、電話料金等）</p> <p>②不動産や金融商品（土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等）</p> <p>③たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入</p> <p>④医療保険や介護保険が適用されるサービス・商品（処方箋が必要な医薬品を含む）の支払</p> <p>⑤有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの</p> <p>⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務</p> <p>※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能とする。</p> <p>⑦事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入</p> <p>⑧現金（電子マネー含む）との換金、金融機関への預け入れ</p> <p>⑨特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの</p> <p>⑩各取扱店舗が指定するもの</p> <p>⑪その他、本クーポン券（商品券）の発行趣旨にそぐわないもの</p>
釣 銭	クーポン券（商品券）の額面に満たない利用の場合は、 <u>釣銭は支払わないでください。</u> 不足分については現金等で受け取ってください。
取扱店表示	取扱店表示ポスター等を、見やすい位置に必ず掲示してください。 ※ポスターは2枚を無料で提供します。
取扱い上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・使用期間を過ぎたクーポン券（商品券）は受け取らないでください。 ・クーポン券（商品券）の盗難、紛失、滅失または偽造、模造に対して、発行者は責を負いません。

3. 取扱店への参加資格

業界団体が示すガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症への適切な対策を講じつつ、坂出市内に「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること。

ただし、次の事業者を除く。

- ①風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律第2条第1項第4号、第5号および第5項に該当しているもの
- ②特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- ③宗教法人法に規定する宗教法人である者。
- ④政治資金規正法に規定する政治団体である者。
- ⑤本要項の「2. クーポン券（商品券）の取扱い」中の「クーポン券（商品券）の利用対象外のもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- ⑥坂出市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- ⑦地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑧役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）第2条第1項第1号及び第2号に該当しているとき。
- ⑨暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- ⑩役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑫役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4. 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- ①取扱店であることが明確になるよう、配布する取扱店表示ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- ②利用者が使用するクーポン券（商品券）について、色合いや紙質が違うなど、明らかに偽造されたクーポン券（商品券）であると判別できる場合は、クーポン券（商品券）の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに問合せ先へ連絡すること。
- ③クーポン券（商品券）の売買及び再利用は禁止
- ④坂出市及び坂出商工会議所が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- ⑤今回発行のクーポン券（商品券）を取扱店関係者が購入し、消費に利用せず換金することは禁止いたします。そのような事実が発覚した場合には、店舗名を公表し、登録の取消、換金の拒否、今後の同事業への参加を禁止する場合があります。

5. 取扱店の申込方法等

参加申し込みは次のとおりです。

申込期間	<p>【第1次受付期間】 令和3年8月26日（木）～令和3年9月7日（火） ※上記期間以降においても、取扱店は随時募集します。 ※9月7日（火）までに申し込まれた場合は、9月22日（水）に新聞折込予定の「購入案内チラシ」の取扱店一覧表に掲載させていただきます。</p>
申込方法	<p>1 坂出商工会議所ホームページから申込 https://www.sakaide.or.jp/2021premium ②取扱店募集チラシ裏面の登録申請書兼誓約書に必要事項をご記入の上、坂出商工会議所へFAXもしくは持参。</p> <p>[FAX番号] 0877-45-6165</p> <p>[住所] 〒762-8508 坂出市久米町1-14-14 坂出商工会議所</p>

注意点	チェーン店・系列店などの <u>市内に複数店舗を持つ事業者</u> については、 <u>事業者単位ではなく、各店舗単位でお申し込みください。</u>
-----	--

6. 取扱店の承認取消等

本募集要項に違反する行為が認められたり、お申込み内容に虚偽・不備等があったりした場合は、換金拒否や取扱店の承認を取り消すことがあります。また、これにより損害金の発生が生じた場合は、当該事業者等に対して賠償請求をする場合があります。

7. 使用済クーポン券（商品券）の換金について

換金手続きについては、次のとおりです。

手続期間	令和3年10月25日（月）～令和3年1月25日（火）
手続時間	9：00～12：00 13：00～17：00
手続場所	坂出商工会議所
振込日	換金依頼書の提出を受けて、指定日（10日、25日の月2回：土日祝・年末年始の場合は翌営業日）ごとに、取扱店の指定口座に振り込みます。
※令和4年1月25日（火）までに手続されなかったクーポン券（商品券）は、換金できません。	

※坂出商工会議所指定の換金依頼書に、必要事項を記入し、クーポン券（商品券）とともに持参してください。

8. その他留意事項

- ①本募集要項に記載されていない事項については、協議の上、決定します。
- ②お申込み時にご記入いただいた取扱店情報については、本事業においてのみ使用し、それ以外の用途において使用することはありません。なお、取扱店情報の一部（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）について、専用ホームページやクーポン券（商品券）利用可能店舗周知チラシなどの広報に使用場合があります。
- ③取扱店が独自で本事業に関する広報を行う際に、クーポン券（商品券）デザインの使用を希望される場合は、事前に坂出商工会議所の承認が必要となります。詳細についてはお問い合わせください。

【問合せ先】

坂出商工会議所

〒762-8508 坂出市久米町1-14-14

電話：0877-46-2701

FAX：0877-45-6165

URL：<https://www.sakaide.or.jp>

E-mail info@sakaide.or.jp

業務時間 8：30～17：15（土日祝除く）